

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告ら準備書面（1）

（本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り）

2019年2月8日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周
				外36名

内容

第1	はじめに.....	3
1	被告の答弁書における対応の基本的誤りと不当性.....	3
2	憲法破壊の重大性と被侵害権利との関係	4
3	本書面の内容.....	5
第2	被告の答弁書の対応の不当性と基本的誤り.....	6

1	答弁書における対応の基本的誤りと本件の争点	6
	(1) 被告の主張	6
	(2) 法的保護利益の存在	6
	(3) 侵害行為の違憲性判断の必要不可欠性	7
2	法的保護利益に関する被告の主張の誤り	8
3	集団的自衛権の行使容認についての被告の答弁について	11
4	政府の憲法9条解釈における集団的自衛権の禁止についての答弁について	13
5	後方支援活動等と武力行使の一体化の問題についての被告の答弁について	15
6	新安保法制法の下での違憲行為についての国の答弁について	17
第3	新安保法制法の違憲性、憲法破壊の重大性.....	19
1	新安保法制法についての代表的見解	19
2	新安保法制法の違憲性・憲法破壊の重大性と本件の争点	24
3	立法行為の違法性との関係について	27
4	新安保法制法制定手続の異常性と民主主義の蹂躪	28
5	日米新ガイドラインと新安保法制法との関係—国民主権・民主主義の蹂躪と 米軍支援体制の構築—	31
	(1) 新ガイドラインと新安保法制法の一体性・共通性	32
	(2) 新ガイドライン合意と新安保法制法との基本的関係	33
	(3) 新ガイドライン合意の経過と国民主権・民主主義の蹂躪	34
	(4) 新安保法制法がアメリカの意思に基づくものであること	36
	(5) 新安保法制はガイドライン実施法であり米軍支援法であること	36
第4	憲法9条違反の新安保体制の意味するもの—戦争に至る危険.....	38
1	憲法9条の平和保障機能とその違反による国民の権利・利益の侵害	38
2	新安保法制法は戦争への積極的参加立法であること	40
3	新安保法制法によって自衛隊は「戦力」すなわち軍隊になること	44

4	日本の戦争参加の現実的危険性	46
第5	最後に.....	50

本書面は、被告の答弁書における対応の基本的誤りを指摘するものである。本件の争点が、新安保法制法の違憲性・憲法破壊の重大性であること、そのことを正面から判断することこそ司法の役割であることを述べるものである。

なお、本書面における略語等は、訴状の例による。

第1 はじめに

1 被告の答弁書における対応の基本的誤りと不当性

被告は、答弁書の請求の原因に対する認否において、新安保法制法の違憲性の主張に対しては、集団的自衛権の行使に関しても、後方支援活動・協力支援活動の実施に関しても、全て「原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。」ないし「事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない」との対応をとる（答弁書10・15・16・20・21・22・23・24・25・26・29・30・32頁など）。そして、原告らの権利・利益の侵害の主張については、「否認ないし争う」とした上で、「原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない」と主張し、主張自体失当であるから本件請求は棄却されるべきだと主張する（答弁書52・57頁）。

これは要するに、新安保法制法の違憲性の議論を回避し、原告らの権利侵害ないし被害及び損害を否定して、原告らの主張の内容に正面から対応せず済まそうとするものである。しかし、このような被告の態度は、不法行為法理の基本を誤るものである。同時に、平和主義に基づく日本の国の基本的

な在り方を変え、憲法秩序を根底から覆す新安保法制法を制定して原告ら国民・市民の基本的な権利を侵害した被告国として、到底、許されざるものである。

原告らが、新安保法制法の制定によっていかに深刻な被害を受けているか、その具体的内容については別途準備書面で述べるが、これと併せて、本書面で以下に述べるところからも、被告は正面から、被告の立場において新安保法制法の違憲性の問題について主張を尽くし、また、原告らが主張する具体的な権利侵害・被害の内容について認否、反論をすべきものである。

2 憲法破壊の重大性と被侵害権利との関係

本件は、被告の不法行為責任を問うものであるが、その場合、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係において、不法行為の違法性が判断されるべきことはいうまでもない。そして、本件における侵害行為は被告による新安保法制法の制定であり、その態様・程度は集団的自衛権の行使等を可能にした立法内容の憲法違反の重大性を中心問題とする。また、本件における被侵害権利ないし利益の内容も、その侵害行為の重大性との関係において見定められるべきものである。

したがって、本件における不法行為の成否は、新安保法制法の違憲性とその重大性を措いて、論ずることはできない。

そして次に述べるように、新安保法制法の制定は、閣議決定と法律の制定という禁じ手によって、憲法9条の核心部分を改変しようとしたものであり、著名な憲法学者の一人によって「クーデター」そのものだと指摘されるほどの憲法秩序の転覆行為である。それは、これまで自衛隊の海外派遣と憲法9条及び平和主義との関係が論じられてきた過去の立法、すなわち国連平和維持活動協力法、周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法の制定などと、次元を異にする憲法破壊立法である。

したがって、これによる国民・市民に対する影響、すなわち訴状で述べた平和的生存権、人格権に対する侵害も、過去の議論の延長線上で考えることはできない。いかに無謀な違憲立法がなされたか、その侵害行為の態様との関係で、被侵害利益の存否・性質・内容も根本的に検討されるべきである。

例えば、これまでその具体的権利性や裁判規範性が議論されてきた平和的生存権も、新安保法制法との関係で、改めてその意義や性格が、基本的なところから再検討を迫られているのであり、従来の議論の延長線上で、その具体的権利性や裁判規範性が安易に否定されるようなことがあってはならない。私たちは、そして裁判所も、新安保法制法を前にして、今こそ平和的生存権の重要性を捉え直さなければならないと考える。同様のことは、本件における人格権の内容をどう捉えるかについても当てはまる。

私たちは、憲法制定以来70年を経て初めて、日本国憲法の平和主義を突き崩し、自衛隊が積極的に日本の領域外に出向いて外国の戦争に参加し、また加担しようとする国家意思と直面している。それが現実化したとき、この国は根底から変容し、後戻りのできない状況に自らを置くことになる。このことに、法は、司法は、どう対処するかが問われているのである。

3 本書面の内容

そこで、本書面では、被告答弁書の基本的誤りと不当性を明らかにし（第2）、そして、本件侵害行為の重大性、すなわち新安保法制法の違憲性ないし憲法破壊の重大性について明確にし（第3）、それが原告らの権利・利益を侵害する現実的な危険性について論じ（第4）ることにより被告の主張に対する反論とする（第5）。

第2 被告の答弁書の対応の不当性と基本的誤り

1 答弁書における対応の基本的誤りと本件の争点

(1) 被告の主張

被告は、答弁書の請求の原因に対する認否において、新安保法制法の違憲性の主張に対しては、集団的自衛権の行使に関しても、後方支援活動・協力支援活動の実施に関しても、全て「事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない」との対応をとる（答弁書10・16・22頁）。そして、原告らの権利・利益の侵害の主張については、「否認ないし争う」とした上で、「原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない」と主張し、主張自体失当であるから本件請求は棄却されるべきだと主張する（答弁書57頁）。しかも、訴状別紙を含めて、原告らの権利・利益の侵害内容の主張についても、単に「否認ないし争う」「原告らの特定がされておらず、認否の限りでない」などとして、これに対する認否・反論をしようとししない（答弁書31・32頁）。

要するに、本件において原告らが侵害されたとする権利・利益は、その権利・利益自体として、その具体的内容にかかわらず、法的保護に値するものではないから、その余の主張に対応するまでもなく、本件請求は棄却されるべきだというものである。

(2) 法的保護利益の存在

しかしまず、原告らが主張する平和的生存権、人格権の内容及びこれに対する侵害の具体的実態は、別途準備書面で主張するが、その被害の内容は重大かつ深刻であり、決して「法的保護に値しない」などという一言で排除できるようなものではない。

また、追って準備書面で主張するが、現時点までの確定判決において、高裁段階での平和的生存権について明確に判断した判決は、これを認めた自

衛隊イラク派遣差止訴訟名古屋高裁判決以外にない。そして、少なくとも、裁判上も確立した権利である人格権の侵害については、一律にその権利・利益の性質論から法的保護利益なしとして片付けられるはずはない。原告各人の具体的被害の内容に即してその侵害の違法性、法的保護の必要性が判断されるべきものである。被告の答弁書のように、その被害の具体的内容にかかわらず、権利ないし利益自体として法的保護に値しないなどということはできない。

(3) 侵害行為の違憲性判断の必要不可欠性

そして、言うまでもなく、不法行為の違法性は、侵害行為の態様・程度と被侵害権利・利益の種類・内容との相関関係によって判断される。このことは、次に述べるように、被告が挙げる最高裁判例も前提としているところである。

そして、ここで侵害行為とは、平成26年7月閣議決定及び平成27年5月閣議決定を含む新安保法制法の制定及び新安保法制法に基づき行われた政府の行為であるが、その内容の中心は、集団的自衛権の行使を可能にし、また、外国軍隊の武力行使と一体化し又はその危険性を有する後方支援活動及び協力支援活動を可能にしたことである。それが原告らの権利・利益を侵害するかどうかは本件の違法性判断の対象であるが、その侵害行為の違法性は、本件において、その侵害行為の違憲性によって基礎づけられる。したがって、本件不法行為の違法性判断においては、新安保法制法の内容及びその憲法違反性を、侵害行為の態様・程度として検討、判断することが、必要不可欠である。

なお、本件における違憲性判断の内容としては、憲法前文及び9条に関する違憲性が中心であるが、新安保法制法の内容及びその制定手続の憲法98条（憲法の最高法規性）、99条（憲法尊重擁護義務）等の各条項及

び立憲主義・平和主義の基本原則ないし基本理念への適合性が、併せて問題になる。

2 法的保護利益に関する被告の主張の誤り

(1) 被告は、「国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであることの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。これは、国賠法が民法の不法行為（709条以下）の特別法であることから明らかである。」とし、その主張の根拠として、①最高裁昭和43年7月9日判決、②最高裁大法廷昭和63年6月1日判決、③最高裁平成2年2月20日判決を挙げる（答弁書52頁）。

(2) しかしまず、「権利ないし法的利益の侵害」があるかどうかは、上記のとおり、侵害行為の態様・程度と被侵害権利・利益の種類・内容との相関関係によって判断されるのであって、それは、「国賠法が民法の不法行為の特別法であることから明らかである」。

被告は、原告が主張する平和的生存権、人格権という権利自体が、そもそも法的保護の対象となる権利・利益ではないと主張するもののようであるが、本件においてこれらの権利・利益の侵害が違法なものかどうかは、上述した侵害行為の態様・程度との相関関係において判断されるべきものであり、先験的に原告主張の権利・利益が法的保護に値しないなどという立論は成り立たない。

(3) そして、被告が挙げる判決のうち、①は、剰余の見込みのない場合の競売取消等の規定に反してなされた競売によって、債務者が損害を被ったとして国家賠償請求をした事件について、当該民訴法の規定は、差押債権者、優先権者及び公益を保護することを目的とする規定であり、その規定に従

って剰余の見込みのない競売手続が取り消された結果、債務者に利益になる事態が起こっても、その利益は結果として生じた事実上の利益にすぎず、法律上の利益ないし権利とはいえない、としたものである。

また③は、犯罪の捜査及び公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るためのものであって、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではない、というものである。

これらは、特定の法律の規定や制度が特定の目的や利益の実現のために存在している場合、その目的外で第三者に生ずる目的外の反射的利益や事実上の利益は、その規定や制度との関係で法律上保護された利益ではないというものである。したがってそれは、「平和的生存権や人格権というものの自体がそもそも法的保護に値する権利ないし利益ではない」という、本件における被告の主張とは全く別の問題であり、被告の主張の正当化根拠になるものではない。

そして②の判決は、殉職した自衛官が山口県護国神社に合祀されたことに関し、キリスト教徒である妻が、社団法人隊友会がした護国神社に対する合祀申請の過程に自衛隊山口地方連絡部の職員が関与した行為が、憲法20条3項の政教分離規定に違反し、静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき法的利益、すなわち宗教上の人格権を侵害されたとして国家賠償を求めた事案であるが、判決は、基本的に、合祀は当該神社の自主的な判断に基づいて決められるべき事柄で、その合祀申請も隊友会単独の行為であって自衛隊職員との共同の行為とはいえず、自衛隊職員の行為の宗教とのかかわり合いは間接的であり、同条項にいう「宗教的活動」ということはできない、としたものである。すなわち、ここでは公務員の不法行為の存在自体が否定されている。

そして当該妻の法的利益の侵害の有無については、合祀申請の事実と合祀それ自体とを区別し、法的利益の侵害の成否は合祀それ自体が法的利益を侵害したか否かを検討すれば足り、合祀自体は県護国神社によってされているのであるから、同神社との間の私法上の関係であるとした上、私人相互間において「信教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは」法的保護が図られるべきであるが、人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとして法的救済を求めることができるとするならば、かえって相手方の信教の自由を妨げる結果となること、宗教的行為をする自由は誰にでも保障されていることなどを指摘し、護国神社との関係で、当該妻の法的利益の侵害はないとの判断を示したものである。

ここでは、護国神社という私人との関係で、当該妻の法的利益の侵害が否定されているが、しかしここでも、上記引用のように、侵害行為の態様、程度が社会的に許容できる限度を超えているかどうかとの相関関係で法的保護利益の有無を判断すべきものとされているのであって、本件における被告の論理のように、先験的にその権利ないし利益性を否定したものではない。したがってこの判決も、被告の主張を何ら裏付けるものではない。

- (4) 以上のとおり、被告が根拠として挙げる判例は、全く無関係な裁判例であり、根拠とはならないものである。したがって、これらの裁判例を根拠に原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害はないと決め付けて、その余の原告の主張、なかんずく新安保法制法の違憲性に関する主張に対して「事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない」とする居丈高な被告の応訴態度は、根本的に誤りであることが明らかである。

よって、以下に指摘する点についての認否・反論を含め、被告は、原告

の新安保法制法の違憲性の主張に対し、認否・反論を回避することは許されず、誠実に応答しなければならない。

3 集団的自衛権の行使容認についての被告の答弁について

(1) 被告は、訴状請求の原因第2の2の「(1) 集団的自衛権の行使容認」の主張（訴状16～17頁）に対し、答弁書（13頁）において、自衛隊法及び事態対処法の一部改正とその内容を前提としつつ、「平和安全法制整備法が自衛隊による集団的自衛権の行使を可能にしたとの主張は、原告のいう集団的自衛権の内容が明確でなく、認否の限りでない。」と答弁する。

しかし、訴状の記述は、従来の政府の憲法9条の解釈上禁止されてきた集団的自衛権の行使を、政府が変更してこれを容認したことを問題にしているのであって、政府が説明している「集団的自衛権」と異なるものを問題にしているのではないことは明らかである。被告の上記答弁は、認否を回避するためのいいがかりないし逃げ口上にほかならない。

「集団的自衛権」という用語は、被告も答弁書（15頁）で引用する平成26年7月の閣議決定でも用いられているし、やはり答弁書（14頁）で引用する1972年10月14日参議院決算委員会提出資料「集団的自衛権と憲法との関係について」（以下「1972年政府見解」という。）において、「いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位」と定義づけられ、その後も政府は、この意味で「集団的自衛権」ということばを用いていたのであって、これと同義で使用していることの明らかな原告の集団的自衛権の内容は明確であって、これを明確でないという被告の主張は、認否を避けたいための言い訳にすぎない。

したがって、被告はきちんと、原告の主張に対して認否、反論をしなけ

ればならない。

- (2) 答弁書は続いて、「なお、被告は、平和安全法制整備法による改正後の自衛隊法及び改正後の事態対処法において認められる武力の行使のうち、国際法上は集団的自衛権の行使として違法性が阻却されるものは、他国を防衛するための武力の行使ではなく、飽くまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置にとどまるものであるから、憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではない一方、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められないとの見解を採っている。」と述べる（答弁書13頁）。

これは、平和安全法制整備法に基づいて認められた集団的自衛権の行使は憲法9条に違反しないとの主張である。しかし被告は、なぜ合憲なのか、その理由を説明しようとしない。

問題は、被告がいう「国際法上は集団的自衛権の行使として違法性が阻却される」武力の行使とは何なのかであり、なぜそれが「憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではない」のかなのである。関連して、被告は新安保法制法によって新たに認められた集団的自衛権の行使、すなわち存立危機事態における防衛出動が、「他国を防衛するための武力の行使ではない」と主張するが、それは被告国の立場に立っても、我が国を防衛しようとするものであると同時に、あるいはそのためにも、他国をも防衛しようとするものであることは否定できないはずであり、この点もあいまいにすることは許されない。被告は政府が長年とってきた憲法解釈を変更したのであるから、新たな憲法解釈が何故合憲であるのかを明確にする責任がある。

被告は、被告が採っている見解の正当性を具体的に主張しなければならない。

4 政府の憲法9条解釈における集団的自衛権の禁止についての答弁について

(1) 被告は、訴状請求の原因第2の2の「(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止」の主張（訴状17～19頁）に対し、まともな答弁をしない（答弁書15頁）。

すなわち、原告の主張のうち、従来の自衛権発動の3要件の記述に対しては1972年見解を引用して、その基本的な論理に当てはまる例外的な場合として武力の行使が許されるのは、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという見解が述べられていることは認める」と答弁するほかは、「また、政府が、憲法9条2項は『陸海空軍その他の戦力』の保持を禁止しているが、これは、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解しており、自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている『陸海空軍その他の戦力』には当たらないと解していること、従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる『海外派兵』は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと解していることは認める。」と主張するのみで、「その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。」とする。

(2) しかし、訴状のこの項で原告が主張しているのは、これまでの政府の憲法解釈における重要事項についてであって、被告（政府）自らがこれまでに示してきた憲法9条解釈がどうであったかである。それは、過去の事実であり、性質上も認否の対象であるとともに、今回の平和安全法制整備法に

よる集団的自衛権の行使等がこれまでの政府解釈を超えるものかどうか、違憲かどうか、そして違憲で危険な武力の行使として、原告らに身の危険その他の権利侵害をもたらすものかどうかを左右する、まさに本件の基本的争点なのである。答弁書のようなあいまいな認否は許されない。

(3) したがって被告は、少なくとも訴状(18頁)における次の原告の主張に対し、明確に認否し、必要な反論を行わなければならない。

ア 「政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の3要件、特に①の要件〔引用者注：日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと〕に反し、憲法上許されないと解していた。」

イ 「政府は、③の要件〔引用者注：必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと〕の自衛権による実力行使の『必要最小限度』については、それが外部からの武力攻撃を日本の領域から排除することを目的とすることから、日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度において日本の周辺の公海・公空における対処も許される」と解してきた。

ウ 「政府は、自衛隊による実力の行使は、日本の領域への侵害の排除に限定して始めて憲法9条の下でも許され、その限りで自衛隊は『戦力』に該当せず、『交戦権』を行使するものでもないと解してきたが、それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、これを超えるものとして憲法9条に反してゆるされないとされてきた。」

エ 「この海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、昭和29年の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法9条解釈の基本原則であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政

府答弁書等において繰り返して表明されてきた。」

- (4) 上記の認否・反論をした上で、被告は、新安保法制法のこれら従来の政府の憲法解釈が変わったのかどうか、変わったとすればどこをどう変えたのか及びその正当性を、訴状第2の2「(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性」「(5) 立憲主義の否定」(訴状18～22頁)に対する認否・反論を含めて、具体的に主張すべきである。

なお、被告は、上記(1)で引用したように、「従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる『海外派兵』は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されない」と主張しているが、これは現在も維持されている政府見解か、その場合に存立危機事態における防衛出動はここにいう「海外派兵」にならないのか、ならないとすればなぜなのか、その法文上の根拠はどこにあるのか、さらには安倍首相が一貫して例示してきたホルムズ海峡における機雷除去の位置づけ等を含めて、明確にすべきである。

5 後方支援活動等と武力行使の一体化の問題についての被告の答弁について

- (1) 被告は、訴状請求の原因第2の「3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること」に対する答弁においても、法律や閣議決定の記載内容を記述するにとどまり、それ以外の原告の主張については、違憲性の主張を含めて、「事実の主張ではなく、本件の争点との関連性がないから、認否の要を認めない」などとして、原告の主張に対応した認否をしようとししない(答弁書17～21頁)。

しかし、少なくとも訴状の当該主張のうちの「(2) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化」の項目中の「ア」(訴状24頁)は、後方支援活動等と憲法9条との関係についてこれまでの政府が採ってきた「他国軍隊との武力行使との一体化」の問題であり、被告(政府)自らがこれ

までに示してきた憲法9条解釈がどうであったかである。それは、集団的自衛権に関する被告の答弁について指摘したと同様、過去の事実であり、性質上も認否の対象であるとともに、今回の平和安全法制整備法や国際平和支援法による後方支援活動等の実施がこれまでの政府解釈を超えるものかどうか、違憲かどうか、そして違憲で危険な武力の行使として、原告らに身の危険その他の権利侵害をもたらすものかどうかを左右する、まさに本件の基本的争点なのである。したがって、上記のようなあいまいな認否は許されない。

(2) したがって被告は、少なくとも訴状における次の原告の主張に対し、明確に認否し、必要な反論を行わなければならない。

ア 「従来の政府解釈では、このような一体化論を前提として（つまり、後方支援活動等が、法的に武力行使とみられることがあることを前提にして）、他国軍隊の武力行使と『一体化』しなければ憲法上の問題を生じないとしてきた。」

イ 周辺事態法（平成11年）において、「米軍の支援を行うことができる地域を『後方地域』すなわち『現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域』に限定することによって、米軍の武力行使と一体化しない法律上の担保とする仕組みがとられた。」

ウ 旧テロ特措法（平成13年）においても、「自衛隊の活動領域を『非戦闘地域』に限定し、『非戦闘地域』での協力支援活動等は武力行使に当たらないとして、法文上この問題を解決しようとした。旧イラク特措法（平成15年）においても同様の解釈が行われた。」

(3) 上記の認否・反論をした上で、被告は、新安保法制法のこれら従来の政府の憲法解釈が変わったのかどうか、変わったとすればどこをどう変えたのか

及びその正当性を、訴状第2の3「(2) 他国軍隊の武力の行使との一体化による後方支援活動等の武力行使性の主張（訴状24～28頁）に対する認否・反論を含めて、具体的に主張すべきである。

6 新安保法制法の下での違憲行為についての国の答弁について

(1) この項での国の答弁については、3つの問題が指摘できる。その第一は、原告が国の具体的行為を特定して、憲法違反であると主張しているのに対し、原告の違憲主張について、一切の認否反論を避け、原告らの意見ないし評価であるとして認否も反論も行わない点である。第二は、米艦防護の違憲性について行った原告の具体的事実主張に対して、個別の警護の実施状況については、公表済みのものを除き、これを明らかにできないという理由で認否をしないと述べている点である。第三は、原告が南スーダンPKO（UNMISS）への第一次隊派遣の違憲性（適用違憲）を主張した部分については、原告が南スーダンにおける現地状況等を具体的に主張したうえで、それがPKO5原則に違反し、適用違憲であると主張したことについて、その前提となる事実についても、一切認否せず、「自衛隊の部隊が行う南スーダン共和国における国際平和協力業務に対する原告らの見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。」と認否を否定している点である。以下、それぞれについて反論する。

(2) 本訴において、原告は、被告の侵害行為の態様として、①安保法制法自体が違憲であること、②安保法制法に基づき被告国が実施した具体的行為が違憲であることを主張している。少なくとも具体的に被告国が実施した具体的な行為が違憲であると主張されているのであるから、まさに被侵害行為の態様の核心部分は、当該行為が違憲かどうかである。国は、自らの行為が憲法に違反していないと考えるのであれば、憲法上の根拠に基づき、原告の違憲だとの主張に正面から認否・反論すべきである。訴訟の中心的な争点である

違憲かどうかについて国が認否・反論を避けるというのは、訴訟態度として極めて不誠実と非難されなければならない。

- (3) 第二の、民事訴訟法 223 条 4 項 1 号参照としたうえで、主張している「実施状況を逐一、公にすると、警護が必要となる対象や活動の種類、実施場所といった米軍等の能力及び運用上の重要な点が明らかになり、米軍の活動に影響を与えるおそれがあり、また、他国との信頼関係もあることから、個別の警護の実施状況については、公表済みのものを除き、これを明らかにすることができない（民事訴訟法 223 条 4 項 1 号参照）ことから認否しない。」との主張である。

上記参照されている民事訴訟法の規定は、文書提出命令についての規定であるが、本件で問題となっているのは、文書提出命令の問題ではない。その意味で、この条文の直接の適用の可否の問題ではないことから、被告も参照として挙げているのであろうが、本件では、被告が明らかにしないとして秘匿しようとしている米軍との軍事活動を原告は憲法 9 条 1 項に違反すると主張しているのである。その主張の前提として原告が挙げた事実について、被告は、実質的には軍事秘密であることを理由に認否をしないと主張しているのである。そのようなことが許されるかどうかがこの問題である。憲法 9 条に違反する政府の具体的行為を原告が違憲と主張して訴えたのに対し、軍事秘密については明らかにしないことが許されるとすれば、憲法 9 条に関する違憲訴訟はことごとく、秘密のベールに包まれ、裁判所の違憲立法審査権自体意味を失うこととなる。国家の軍事行動を一切、禁止した日本国憲法の平和主義と矛盾することになる。新聞報道を基に原告が行った被告国の具体的事実の主張について、軍事秘密を理由に一切、認否しないとすれば、明らかに争わないものとして、擬制自白の成立が認められなければならない。

- (4) 第三の問題が、原告が第一回口頭弁論において、法廷で指摘した問題であ

る。原告らの評価ないし意見を述べるものだとして認否を避けている部分は、該当する訴状の原告の主張は、南スーダンにおける具体的な事実を述べ（訴状 40 頁（イ）、41 頁（ウ））、これを PKO 参加 5 原則違反であると主張していることが明らかである。PKO 参加 5 原則が、憲法に合致した活動を担保した原則だとする政府解釈に立つても、PKO 参加 5 原則違反についての主張の前提事実の有無は、本件の核心的な争点であることは明らかである。ここでは明白に事実主張に対して、「評価ないし意見である」との的外れな理由で認否を避けているものである。政府は自ら行った自衛隊の PKO 派遣行為であり、国会答弁によっても現地の情報収集を積極的に行った上で派遣したはずであるから、容易に原告の事実主張に対する認否はできるはずである。直ちに原告主張事実に対して認否を行うべきである。もし、この上、認否を行わないのであれば、明らかに争わないものとして、擬制自白の成立が認められるべきである。

第 3 新安保法制法の違憲性、憲法破壊の重大性

1 新安保法制法についての代表的見解

ここではまず、代表的な憲法学者ないし法律家の新安保法制法についての見解を挙げることにより、新安保法制法の憲法破壊の重大性、深刻性を明らかにする。

（1）樋口陽一東北大学名誉教授・東京大学名誉教授は、次のように述べる。

「要約しよう。自民党改憲案は、近代法の『普遍』の約束ごとから『脱却』した上で、自国の伝統についての一定の固定観念を軸とした自画像を描く。その中に位置づけられる『国防軍』に本来の『国防』の域を越える役割を託し、『戦争できる国』という一点で『普通の国』になろう。——それが、『平和安全法制』の名のもとに戦後日本を造り変えようとする人

びとがめざすところなのである。」（「序 日本国憲法という文化を創り続けよう」（樋口陽一・山口二郎編『安倍流改憲にNOを！』6頁・岩波書店2015年））

ここで、近代法の普遍の約束ごととは、個人の尊厳を中核とする天賦の人権の保障のことであり、「一定の固定観念」とは自民党憲法改正草案前文や24条改正案に表現されている、日本の「長い歴史と固有の文化」や家族を基礎単位とする国家形成等の観念であり、「国防軍」とは同改正草案が憲法9条2項の代わりに創設しようとする軍隊のことである。樋口氏によれば、新安保法制法が目指すのは、このように日本を軍隊を備えた戦争ができる国とし、近代立憲主義を否定して、伝統や文化までまるごと造り変えようとするものである。

（2）長谷部恭男早稲田大学教授（元東京大学教授）は、2015年6月4日の衆議院憲法審査会において、自民党推薦の参考人として出席し、集団的自衛権の行使を容認する新安保法制法案は違憲であり、後方支援活動等も外国の軍隊の武力行使と一体化するおそれが極めて強いとの意見を述べ（甲A15：同審査会議録10頁）、同法案の国会審議に大きなインパクトを与えたが、その論稿において次のように述べる。

「憲法の基本原理が変更されたときも、国家は死ぬ。別の新たな約束ごとがそこに立ち現れる。そして今、日本の憲法の基本原理、つまり立憲主義に対して攻撃を加え、日本という国を殺そうとしているのが安倍政権である。石川健治教授が、7・1閣議決定以降の一連の政府の動きを指して「クーデター」と形容しているのは誇張ではない。日本という国家体制の最悪の敵は安倍政権である。」（「安保関連法制を改めて論ずる」（長谷部恭男編『安保法制から考える憲法と立憲主義・民主主義』98頁・有斐閣2015年））

(3) その石川健治東京大学教授は、次のように述べる。

「国民もしくは大本の規範は動かないまま、現在の政府から過去の政府に向けて、政府レベルで法秩序の破壊が起こされた場合を、法学的にはクーデターと呼ぶことができます。クーデターとは『法の破砕』の一種なのです。クーデターにつきものの政府の転覆とか武力による制圧とかいった出来事は、法学的に観察すると捨象されてしまい、そこでは、もっぱら国家統治にとっての必要性を理由に、法秩序の連続性が破壊されたかどうかが、問題の核心になります。2014年7月1日に、安倍政権は、国民に信を問うことなく、閣議決定により一方的に、それまで日本の国是であったといってよい部分において法的連続性を切断してしまいました。ですから7・1の出来事はクーデターです。」（「『非立憲』政権によるクーデターが起きた」（長谷部恭男・杉田敦編『安保法制の何が問題か』217～218頁・岩波書店2015年）

(4) また、青井未帆学習院大学教授は、「2015年の安保関連法制は、憲法9条の下では成立する余地のない、『一見極めて明白に違憲無効』の違憲の法律である。今回『成立』した法は、憲法改正のショートカットであり、本来は法律制定によりなし得る内容ではなく、また国会が自らの立法権がある意味で放棄するようなことをして、強行に成立させてしまった。」と違憲の一見明白性を指摘した上、「法が単なる『道具』のようになっている状態において、司法府には、統治機構の上で負っている憲法秩序の維持という任務から、一定の役割を果たすべきと考えられて然るべきではないか。」と、司法府の役割ないし任務に論及する。（『憲法と政治』236～237頁・岩波新書2016年）

(5) 憲法学者ばかりではない。山口繁元最高裁判所長官が朝日新聞のインタビューに答えて、次のように述べている。

「少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は、違憲と言わなければならない。我が国は集団的自衛権を有しているが行使はせず、専守防衛に徹する。これが憲法 9 条の解釈です。その解釈に基づき、60 余年間、様々な立法や予算編成がなされてきたし、その解釈をとる政権与党が選挙の洗礼を受け、国民の支持を受けてきた。この事実は非常に重い。長年の慣習が人々の行動規範になり、それに反したら制裁を受けるという法的確信を持つようになると、これは慣習法になる。それと同じように、憲法 9 条についての従来の政府解釈は単なる解釈ではなく、規範へと昇格しているのではないか。9 条の骨肉と化している解釈を変えて、集団的自衛権を行使したいのなら、9 条を改正するのが筋であり、正攻法でしょう。」

（2015 年 9 月 3 日付け朝日新聞）

元最高裁長官がこのような発言をするというのは異例のことであるが、それだけ、新安保法制法の国会提出と制定が、異常な事態であることを示すものであろう。

（6）濱田邦夫元最高裁判所判事も、2015 年 9 月 15 日参議院平和安全法制特別委員会の公述人として出席し、集団的自衛権の行使を認めるこの立法は「違憲」断言し、PKO その他の国際貢献の法案部分も、これまで平和憲法の解釈でぎりぎりまでやってきたのを超えるものとして問題があるとしつつ、次のように述べる（甲 A 53：同委員会公聴会会議録 4・13・24 頁）。

「私がこの問題について公に発言するようになったのはごく最近でございます。それは、非常に危機感がございまして、そういう裁判官を経験した者の自律性ということだけでは済まない、つまり日本の民主社会の基盤が崩れていくと、言論の自由とか報道の自由、いろいろな意味で、それから学問の自由、これは、大学人がこれだけ立ち上がって反対をしていると

いうことは、日本の知的活動についての重大な脅威だというふうにお考えになっているということがございます。」

また、政府が集団的自衛権を容認しうる根拠として持ち出した1972年10月14日参議院決算委員会提出資料「集団的自衛権と憲法との関係」の中の「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権限が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、……」の文言についての政府の説明に対し、「それを強引に外国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読替えをするというのは、非常にこれは、何といたしますか、法匪という言葉がございますが、……とても法律専門家の検証に堪えられない」と、厳しく批判している。

(7) 26・7閣議決定や新安保法制法案については歴代の内閣法制局長官がその違憲性を指摘しているという異例かつ顕著な事実があるが、そのうちの一人である大森政輔氏は、次のように述べる。

「集団的自衛権の行使は、憲法9条の下で許容できる余地はないのに、本件閣議決定において、憲法解釈の変更と称して集団的自衛権の行使を憲法9条の下で許容できると主張することは、内閣が閣議決定でなし得る範疇を超えた措置であるといわざるを得ない」。集団的自衛権を行使すれば、

「今度は我が国に対して攻撃の矛先を向けてくるのは必定で、集団的自衛権の抑止力以上に、他国間の国際紛争に、我が国が巻き込まれる危険を覚悟しなければならない」。また、周辺事態法の後方支援における弾薬の供与や戦闘準備中の戦闘機の給油などの「支援内容の拡大の点はとんでもないこと」で、「一番典型的な武力行使の一体化の事案」とであると指摘する。

(「対談 安保法案が含む憲法上の諸論点」、長谷部恭男編『検証・安保法案—どこが憲法違反か』38・46・50・51頁、有斐閣2015年)

(8) 以上は新安保法制法案に対する識者の具体的評価の代表例であるが、圧倒的多数の学者・研究者の意見も、同法案が憲法9条に違反するものであり、廃案にされなければならないというものであった。

例えば、2015年6月3日には、「安保関連法案に反対し、その速やかな廃案を求める憲法研究者の声明」が172名によって発表され、同月に設立された「安全保障関連法案に反対する学者の会」の賛同人はたちまち1万人を超えた。また、朝日新聞の憲法学者に対するアンケート調査（ジュリスト判例百選執筆者209人中122人が回答）では、集団的自衛権を容認する安保法案は「憲法違反」104人、「憲法違反の可能性はある」15人、「憲法違反には当たらない」2人だった（同年7月11日付け朝日新聞）。

ちなみに、菅義偉官房長官が同年6月10日の衆議院平和安全法制特別委員会において、違憲ではないとする学者として名前を挙げたのは3人とどまり、自分が知っている方は10人程度とし、問題は数ではない、と言いつけた（甲A17：同委員会議録18・40頁）。

また、国会審議中のマスメディアによる世論調査では、新安保法制法案に反対が賛成を上回り、当該国会での成立に反対する意見が6割から7割を占め、世論全体としても反対が多数を占めていたし、安倍首相自身「まだ国民の理解が進んでいる状況ではない」ことを自認しながら（甲A32：同年7月15日同委員会議録7頁）、国会の採決を強行したのであった。

2 新安保法制法の違憲性・憲法破壊の重大性と本件の争点

(1) 新安保法制法の違憲性については、訴状でその要点を述べたとおりであり、追って準備書面をもって詳論する予定であるが、以上の代表的な識者による評価等をみれば、新安保法制法の制定が、いかに常軌を逸した、深刻か

つ重大な憲法秩序の破壊であるかは余りにも明らかである。

新安保法制法は、時の政権が憲法の基本原理である平和主義を侵害し、立憲主義をも覆して、これまでの憲法秩序の連続性を破砕したクーデターである。それは、アジア・太平洋戦争の惨禍の反省に立って樹立し、戦後70年間堅持してきた平和主義をなげうち、憲法が禁じてきた武力の行使への道を開き、日本を戦争をする国へと変質させる「一見極めて明白に違憲無効」な立法であり、これによって、基本的人権の保障を含む国の基本的なありようや文化をも覆してしまいかねないものである。

したがってまた、この新安保法制法の制定は、日本国憲法の平和主義の下で生き、基本的人権を保障されてきた国民・市民の、その地位や立場を憲法に違反して一方的に変容させてしまったものであり、同時に主権者としての地位をも侵害したものである。

それは、行政権と立法権がその矩を超え、してはならないことをしてしまったものであり、私たちは現在、まさにその異常事態に直面している。この異常な憲法秩序の破壊に対し、その誤りを正し、立憲主義ないし法の支配と平和主義の基本原理に基づく法秩序を回復することは、国民・市民の権利であるとともに、不斷の努力によって自由と権利を保持すべき義務でもある（憲法12条）。そして、行政権と立法権が暴走するとき、司法権とこれに携わる法曹全体の責務は、とりわけ重大だと言わなければならない。

(2) ところで被告は、原告の新安保法制法の違憲性の主張に対して、争点と関連しないから認否の要を認めないとの答弁でこと足れりとする態度をとっている。

しかし、本件訴訟は、不法行為による損害賠償を請求するものであり、新安保法制法という憲法違反の法律の制定によって、原告らが損害賠償に

値するだけの精神的苦痛を被ったかどうかが争点である。したがって、原告の主張に理由があるか否かを判断するためには、被侵害権利ないし利益の種類・内容と同時に、侵害行為の態様・程度として、どれほど明確かつ重大な違憲立法行為が行われたのかを確定しなければならない。新安保法制法が憲法9条等に違反するものか及びその態様・程度によって、原告らの受けている精神的苦痛が法的保護に値するものかどうか、すなわち本件不法行為の違法性の有無が決められるのであって、新安保法制法の違憲性は最も重要な争点である。

したがって、被告は新安保法制法の違憲性に関する主張に対し、正面からこれを認否し、反論しなければならない。すなわち、本件における侵害行為は、26.7閣議決定及び27.5閣議決定を含む新安保法制の制定であるが、その内容の中心は、集団的自衛権の行使を可能にし、また、外国軍隊の武力行使と一体化し又はその危険性を有する後方支援活動及び協力支援活動を可能にしたことであるところ、その侵害行為の不法行為としての違法性は、本件侵害行為の違憲性によって基礎づけられるから、被告は、これらの原告の主張に対してきちんと認否、反論を行わなければ、訴訟当事者としての責務を何ら果たしていないことになる。

なお、被告が新安保法制法の違憲性の問題は本件の「争点と関連しない」というのであれば、少なくともまず、そのこと自体についてもその理由を明らかにすべきである。この訴訟において憲法判断を回避することが正しいことか否か自体、争点となる重要な問題だからである。

新安保法制法は、日本の国の在り方すなわち憲法の基本原理を左右する立法であり、その内容の重大性及び国民生活への影響の甚大さからしても、国民世論及び多数の識者の意見に背を向けて敢えてこれを強行制定した被告国には、原告ら国民に対し、その正当性及び合憲性についての説明責任

がある。被告は、その制定によって原告らが受けた被害の主張に真摯に向き合うべきであり、「争点と関連しない」と決め付けてなんの応答もしないのは、応訴態度としても不遜かつ不当な態度であるのみならず、主権者である国民に対しても極めて不誠実な態度であると言わざるを得ない。

(3) 上記のように、侵害行為の態様・程度は、被侵害権利の種類・内容との関係で捉えられなければならない。

例えば原告が主張する平和的生存権も、その侵害行為の重大性に対応して、これが侵害された際の司法的救済の必要性、すなわち損害賠償請求のほか、これが侵害される危険に応じて妨害予防としての差止めなどの司法的救済が認められなければならない。また、人格権のように個人の尊重

(憲法13条)に直結する重要な権利の侵害がなされたときには、その侵害の深刻度に比例して権利としての救済の必要性がより強く求められる。その際に平和を確保するための本質的規定である憲法9条に違反するような国家行為か否かによりその侵害の度合いは当然変わるのであり、それに応じて救済の必要性、救済手段も異なってくることになる。このように、新安保法制法の違憲性の強さ(違憲・違法性の重大さ、侵害態様の深刻さ)が平和的生存権や人格権の具体的権利性や機能に影響してくるのであるから、新安保法制法の違憲性の判断を避けて通ることはできないのである。仮にこのまま被告が原告らの安保法制の違憲性の主張についての認否・反論を回避しつづけるのであれば、被告は安保法制の違憲性について明らかに争わないものとして、擬制自白の成立が認められなければならない。

3 立法行為の違法性との関係について

原告は、憲法に違反する新安保法制に関する内閣の閣議決定及び国会の立法行為は国家賠償法上の違法行為であると主張するものである。

この点に関して、最高裁判所大法廷平成17年9月14日判決（民集59巻7号2087頁）は、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」には、例外的に立法行為の違法性が肯定されるとする。その判断にあたっては、人権侵害が重大か、少数者の人権保障を脅かしかねないか、司法的救済の必要が高いかなどの考慮要素を検討して、違法な権利侵害か否かを判断することになる。この原告らの人権侵害の重大性及び明白性を判断するためには、どれほど無謀な憲法破壊が行われたのか、憲法9条がどのように破壊されたのかを明らかにする必要がある。上記のように、違法な権利侵害か否かは、被侵害利益の重要性と権利侵害行為の態様の重大性の相関関係によって判断されるべきものだからである。

よって、原告の請求に理由があるか否かを判断するためには、原告の権利がどのような態様によって侵害されたのか、換言すれば、新安保法制法がいかに憲法に違反するのかを判断しなければならない。この点からも、被告が請求棄却を求めるのであれば、新安保法制法が明らかに違憲であり原告の権利侵害行為の違法性が重大であるという原告の主張に対して応答し、これを否定しなければならない。

4 新安保法制法制定手続の異常性と民主主義の蹂躪

訴状でも触れたが、新安保法制法の制定は、国会における審議の手続においても、代表制民主主義のルールを蹂躪し、日本の民主主義制度の根幹を揺るがすものであった。この制定手続の異常性も、憲法秩序破壊の重大性を示すものであるとともに、原告らの権利侵害の態様を示すものである。

- (1) 新安保法制法案は、2015年5月14日に閣議決定され、翌15日に衆議院に提出されて同院の平和安全法制特別委員会に付託されたが、その審議において、政府の答弁は質問をはぐらかしたり、同じ答弁を繰り返すな

どが目立ち、度々審議が中断するなど、法案の問題点がなかなか明らかにならなかった。そんな中、上記6月4日の憲法審査会で著名な憲法学者である3人の参考人全員が法案は違憲だと明言し、改めてその違憲性がクローズアップされた。これに対して政府は、上記1972年10月14日の参議院決算委員会提出資料や最高裁大法廷昭和34年12月16日判決

（砂川事件判決）を集団的自衛権の根拠に持ち出したが、いずれも説得力を欠くものであった。前者については、上記濱田元最高裁判事の指摘にもあるとおり極めて不自然な説明であり、また「自衛権」を肯定しただけの砂川事件最高裁判決が集団的自衛権の容認の根拠になると強弁するなど、その法的連続性と合憲性の説明は国民の理解を得るにほど遠いものであった。

こうして、前述のように、メディアによる各種世論調査でも、法案に反対が賛成を上回り、この国会での成立に反対する意見が6割ないし7割を超えており、安倍首相自身国民の理解が十分得られていないことを自認せざるをえない状況であったにもかかわらず、与党は、同年7月16日衆議院本会議において、主要野党欠席のまま、法案の採決を強行した。

- (2) さらに参議院においては、その審議過程で、集団的自衛権の行使を認めるべき理由として安倍首相が繰り返し強調してきたホルムズ海峡の機雷掃海の必要性や、紛争地域から退避する日本人母子等が乗った米艦防護の必要性の論点について、そのような立法事実の存在自体に疑問が深まる中で、同年9月17日、参議院特別委員会は、総括質問も行わずに突然質疑を打ち切り、採決を強行した。前日に行われた横浜における地方公聴会の委員会への報告すら行われず、審議打ち切りと同時に委員長席の周りを与党議員が取り囲んで野党議員を排除し、異常な混乱と怒号の中で、採決がなされたとされた。議員に取り囲まれた鴻池委員長の議題設定等の声は全く聴き

取れない状態で、佐藤正久委員が両手を上げ下げするのに合わせて与党議員が起立と着席を繰り返す異様な光景は、テレビ中継されて多くの国民の目に焼き付いた。

その時の同委員会会議録（甲A54・20頁）の速記の記載は、次のようになっている。

「 ○理事（佐藤正久君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君不信任の動議に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○理事（佐藤正久君）起立少数と認めます。よって、本動議は賛成少数により否決されました。

鴻池委員長の復席を願います。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

○委員長（鴻池祥肇君）……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）

〔委員長退席〕

午後4時36分 」

ここで速記は終わっている。

そして同会議録には、委員長の職権で付記がなされ、「速記を再開し」、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案について、「右両案の質疑を終局した後、いずれも可決すべきものと決定した。なお、両案について附帯決議を行った。」とされた。

また、委員会に実施の報告がなされなかった横浜での地方公聴会は、委員会の審議に組み入れられる余地はなく、同議事録には、「参照」として「横浜地方公聴会速記録〔本号（その二）〕に掲載」と記載された。つまり、横浜での地方公聴会は、実質的に委員会の審議に反映されることがなかったのはもちろん、形式的にも委員会の審議の中に位置付けられなかったのである。

- （３）この時期、安保法制法案反対の市民の運動が、各界各層、学生からお年寄りまで、幅広い大きなうねりとなって全国各地で展開され、例えば同年８月３０日には国会議事堂周辺に１２万人を超える市民が参集する一大集会が開催され、参議院での強行採決が危ぶまれた９月１４日には４万５０００人が国会議事堂を包囲するなど、連日数万の反対集会が続けられた。

しかし、政府と国会は、これら市民の声に背を向け、上記参議院特別委員会の採決に続き、同月１９日未明、参議院本会議での採決を強行したのであった。

- （４）新安保法制法案の以上のような国会審議の経過と手続は、その法案の内容の重大性、膨大さ、複雑さに照らして、到底必要な審議が尽くされたとはいえないまま、議会の運営ルールからも逸脱した乱暴極まりない方法で強行されたものであり、国民の代表による言論の府としての国会の権威と機能を損ない、立憲民主主義国家としての日本の歴史にも大きな汚点を残したものとなった。

５ 日米新ガイドラインと新安保法制法との関係―国民主権・民主主義の蹂躪と米軍支援体制の構築―

ここで、新安保法制法の国会審議に先立って日米間で合意された新ガイドラインの問題について論じておく。これは、新安保法制法の適用の現実的危険性すなわちその侵害行為性の重大性を考える場合に極めて重要な問題である。

新安保法制法は、以下に述べるように、新ガイドラインと不可分一体のものであり、新ガイドラインの実施法ないし米軍支援法としての性格が顕著である。その基本的な性格は、日本がアメリカの戦争を含む世界戦略の中に深く組み込まれ、憲法9条の歯止めを失くして、アメリカの戦争にコミットしていくこととなる、現実的な危険性を明らかに示すものである。そうであるが故にまた、日本の憲法秩序と平和国家の在り方に関わる重大問題について、新ガイドラインの合意という対外約束が国会審議に先行し、国権の最高機関の意思と国民主権及び民主主義を蹂躪するほどの強引な手続が、政府・与党によってあえて強行されたのである。

(1) 新ガイドラインと新安保法制法の一体性・共通性

2015年4月27日、日米安全保障協議委員会において、新たな「日米防衛協力のための指針」（通称「ガイドライン」）が合意された。

その主な内容は、「平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう」、日米両国間の安全保障及び防衛協力のあり方を定めることを目的とし、グローバルな性質を有するとされる日米同盟を強化し、「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」等を定めるものとされる。

そこでは例えば、平時からの同盟調整メカニズムの設置・運用体制をとるとともに、日本の平和及び安全に関連する緊急事態についての共同計画策定メカニズムを通じて共同計画を策定する。また、「米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため」日米両国は適切に協力し、「自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守

るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する」とされ（これは「存立危機事態」の防衛出動すなわち集団的自衛権の行使そのものである。）、機雷掃海、弾道ミサイル対処等を含む作戦の例が挙げられている。さらに、「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」として、地理的に限定されない「日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態」（これは「重要影響事態」に対応する。）に対処するための相互の後方支援の強化、「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」として、国際的な活動に参加する場合の後方支援活動での相互協力、平和維持活動での緊密な協力、自衛隊と米軍の訓練・演習中や弾道ミサイル防衛作戦等を含めたアセット（装備品すなわち自衛隊法95条の2の「武器等」）防護についての協力等、さらには「宇宙及びサイバー空間に関する協力」までが定められている。

この新ガイドラインが、26.7閣議決定及び新安保法制法の内容と一致し、その内容を踏まえた日米防衛協力の在り方を合意したものであることは、いうまでもない。

（2）新ガイドライン合意と新安保法制法との基本的関係

上記の内容から明らかなように、新安保法制法の制定過程の大きな、そして基本的な特徴は、ガイドラインの改定とセットで、これと不可分一体のものとして行われたことである。しかもその手続は、憲法の基本秩序にかかわる重大問題である新安保法制について、国会による法律制定という国民の代表者（国権の最高機関）の意思決定に先んじて、すなわち主権者の意思決定に先んじて、行政府がアメリカとの間で新安保法制法の内容を先取りするガイドラインの合意をしてしまい、これを国会及び国民に押し付けるといふ本末転倒の手順がとられた。

「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）は、日米両政府の防衛

協力の在り方を定めたもので、形式的には、日米安全保障協議委員会（日本の外務大臣・防衛大臣と米国の國務長官・国防長官で構成。^{ツープラスツー} 2 + 2）による合意であり、立法上、予算上、行政上の措置を両国に義務づけるものではないが、具体的な政策・措置に適切に反映されることが期待される、とされる。過去、1978年11月及び1997年9月に策定・改定されてきていた。1978年ガイドラインは、主として日本に対する武力攻撃に対する日米の役割分担（共同作戦）を取り決めたものであり、1997年ガイドラインでは、特に周辺事態への対応に焦点が当てられて、周辺事態が日本に対する武力攻撃に発展する場合の共同防衛計画と、周辺事態での相互協力計画等が取り決められた。周辺事態法は、これに対応するものとして制定されたものである。

そして今回、2015年4月27日、新安保法制法案が国会に提出される前に、新たなガイドラインが、日米安全保障協議委員会において合意された。その内容は、上記のとおり、「切れ目のない」日米共同の対応、集団的自衛権の行使、グローバルな後方支援活動など、新安保法制法の内容に即したものとなっており、新安保法制法は、この新ガイドラインの実施法という基本的性格を有する関係にある。すなわち、集団的自衛権の行使等は、アメリカとのこの合意に基づいて実行に移されるべきものであり、アメリカからの要求があったなら、日本は随時、海外に自衛隊を派遣、出動させるべきことが、新ガイドラインによって約束されたことになったのである。

（３）新ガイドライン合意の経過と国民主権・民主主義の蹂躪

アメリカは、2012年1月、海外に展開する米軍の規模縮小と安全保障政策の重点をアジア太平洋地域に置くという国防戦略指針（いわゆるリバランス政策）を打ち出し、2013年10月3日、日米安全保障協議委

員会は「より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて」を共同発表した中で、1997年ガイドラインの見直し、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域における安全保障及び防衛協力の拡大等を打ち出した。

すなわちここにすでにガイドラインの改定とその方向性が打ち出されており、集団的自衛権の行使容認等を内容とする2014年7月1日の閣議決定は、もともと、この日米合意に基づいてガイドラインの改定を行った上、新安保法制に関する立法を行うというスケジュールの中に位置づけられていた。

そして日米安全保障協議委員会は、同年10月8日、改定後のガイドラインの主な内容を列挙した「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」を発表し、その枠組を固めた上、新安保法制法案の閣議決定・国会提出に先んじて、2015年4月27日新ガイドラインを合意するに至ったのである。

そして同月29日、安倍首相はアメリカ上下院合同議会で演説し、「アジア太平洋地域の平和と安全のため、米国の『リバランス』を支持します。徹頭徹尾支持するということをここに明言します」、安保法制の整備によって「自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟は、より一層強固になります」、「戦後初めての大改革です。この夏までに成就させます」などと述べ、国会での審議も何ひとつなされていない段階で、新安保法制法の制定をアメリカに対して公言したのである。

これは、5月15日の法案の国会提出前に、日本の憲法秩序の根幹にかかわる問題について、先にアメリカと約束してしまったものであり、国権の最高機関を蔑ろにする行政府の暴走にほかならず、同時に、主権者国民の意思を無視し、民主主義の基本原則を蹂躪するものといわざるを得ない。

ちなみに、濱田邦夫元最高裁判事は、前述した参議院公聴会の公述人と

して、平和安全法制整備法案が関係法律の改正案を「十本まとめたということ自体は、私の理解では、安倍政権がアメリカ政府、議会に夏までに通すという約束をしたという国際公約を実現するために、無理やり力づくでも通すよ」という意思表示としてこれがまとめられているというのが正解だと思っております。」と述べている（甲A53・24頁）。

（４）新安保法制法がアメリカの意思に基づくものであること

ところで、新ガイドライン及び新安保法制法の基本的な内容は、2012年8月に発表されたいわゆるアーミテージ報告（標題「日米同盟：アジアにおける安定の礎」）の内容と軌を一にしている。アーミテージ報告は、アーミテージ元国務副長官、ナイ元国防事務次官補ら超党派の日本専門家が作成する報告書として、アメリカの対日安全保障政策に強い影響を与えてきたものであり、過去、2000年10月、2007年2月に公表されてきており、上記が3度目の報告である。

この第3次アーミテージ報告は、日本に対し、アメリカとの「同盟強化」を迫り、平時から戦時まで米軍と自衛隊が全面協力するための法制化を要求し、日本の集団的自衛権の行使の禁止は「同盟にとって障害」とであると明言し、日本に対し、自衛隊の活動範囲の拡大、中東・ホルムズ海峡での機雷掃海、南シナ海での警戒監視活動の実施、PKO活動における「駆け付け警護任務」の必要性等を強調するものであった。

この内容は、ほとんど新ガイドライン及び新安保法制法の内容と重なるものであり、その経緯に照らせば、アーミテージ報告により示されたアメリカ側の要求が、新ガイドラインを経て、新安保法制法の制定に至っていることは明らかである。

（５）新安保法制はガイドライン実施法であり米軍支援法であること

このように、新安保法制法は、もともと米国の要求に応える内容のもの

であり、世界の警察官としての米軍の世界展開が困難になっている状況の下でのリバランス政策を補完し、日本が世界中で、いつでも、切れ目なく米軍を支援できる体制を作ろうとするものである。それが、「切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備」する（２６．７閣議決定）ということであり、日本と密接な関係にあるアメリカに対する武力攻撃が発生した場合に日本が武力の行使をできるようにする集団的自衛権の行使であり、地理的限定も時期的限定もなくし、米軍等に対して戦闘地域で弾薬の提供や発進準備中の航空機への給油等まで可能にした物品・役務の提供（兵站活動）であり、駆け付け警護と任務遂行のための武器使用等をも可能としたＰＫＯである。

したがって、新安保法制法は、まさにガイドライン実施法であり、米軍支援法にほかならない。

そしてそのことは、アメリカから要求があれば、日本は随時、海外に自衛隊を派遣、出動させることになることを意味する。これまでアメリカの戦争に反対したことの一度もない日本がアメリカの要求を断れるとは考えるにくだらぬか、何よりもこれまで国外での戦争に直接参加することを断る根拠となってきた憲法９条を、新ガイドラインと新安保法制法は自ら放棄してしまったのである。日本政府が世界中で、アメリカの要求するままアメリカの戦争に参加し、加担していく悪夢は、まさに現実化しようとしている。

このことについて、識者も次のように述べる。

「法案に盛り込まれている内容は、日本の自衛隊があらゆる事態において米軍を防護し、支援し、米軍とともに参加することであり、平時から有事へ、そして地球規模での切れ目のない対米協力である。」（柳澤協二

「安保法制で日本は安全になるのか？」（前掲『安保法制の何が問題か』

146頁)

「今回の安保関連法制は、日本が他国（主にアメリカ）を防衛できるようにすることが狙いであって、なぜそれが日本にとって抑止力を増すことにつながるのか、全く明らかでない。」（長谷部恭男・前掲論文（前掲『安保法制から考える憲法と立憲主義・民主主義』107頁））

「安保関連法案のねらいを正確に理解するためには、日米両政府が4月27日に合意した『新たな日米防衛協力のための指針』（新ガイドライン）の実施法として同法案を位置づけて、新ガイドラインの内容と照らし合わせながら具体的に検討する必要がある。」（愛敬浩二「安保関連法案のねらいと法案論議の問題点」（別冊法学セミナー『安保関連法総批判—憲法学からの「平和安全」法制分析』日本評論社2015年・15頁））

「改訂された新たな2015年『ガイドライン』は、『日米安保』の変質・拡大（『日米安保』の『同盟化』・『グローバル化』）と『安保関連法案』（戦争法案）による自衛隊の役割の変質・拡大とを繋ぐ役割を果たしている。言い換えると、『安保関連法案』（戦争法案）は、改訂された2015年『ガイドライン』を実施するための法整備という性格をもって」いる（倉持孝司「新・新『日米防衛協力のための指針』（ガイドライン）」（同書101頁）。

第4 憲法9条違反の新安保体制の意味するもの—戦争に至る危険

1 憲法9条の平和保障機能とその違反による国民の権利・利益の侵害

- (1) 日本は、戦後70年間、戦争をすることなく、武力紛争によって一人の死者を出すこともなく平和を保ってきた。それは基本的に、憲法9条が戦力の保持を禁止し、交戦権を否認して、国際紛争を解決するために戦争という方法を採用することを禁止してきたからである。

たしかに、米ソの対立と冷戦構造の下で、1954年自衛隊が発足し、日本は憲法9条の下でも世界有数の実力組織を保有するようになったが、そのような現実政治との深刻な緊張関係の中でも、憲法9条は政府の行動に大きな拘束を及ぼし、制約を課してきた。その憲法9条解釈の柱となってきたのが、集団的自衛権の行使の禁止と海外派兵の禁止という、内閣法制局を中心に積み上げられてきた憲法解釈であった。それは、自衛隊という実力組織を専守防衛のために保有するという政治判断の下で、最低限の憲法9条による戦争への防波堤であり、確立された政府の解釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法9条の現実的な枠組が形成され、「平和国家日本」の基本的な在り方が形作られてきた。

そして日本は、例えば、ベトナム戦争に直接参加することなく、湾岸戦争に自衛隊を派遣せず、アフガン戦争やイラク戦争において「後方支援」や「協力支援」を行ったものの、活動範囲を「非戦闘地域」に限り支援内容も限定して、かろうじて1人の死者も出すことがなかった。こうして日本は、戦後70年間、自衛隊が直接の武力の行使をすることなく、戦争当事国となることもなかったのであった。

- (2) これを国民との関係でみれば、憲法9条は、国民に、戦争をしない平和な国家に属して人権、自由及び生活を享受することを客観的制度として保障したものといえることができる。憲法9条は、国際紛争を解決する手段として戦争という方法を選択することを禁じたものであり、国民にそういう国家における人権、自由及び生活を保障したものである。

これは、従来の政府の憲法解釈における現実的な枠組としては、集団的自衛権の行使の禁止と海外派兵の禁止という原則の下で、我が国が直接武力攻撃を受けた場合にこれを排除するため必要最小限度のもの以外は、武力の行使をしないし、できないとされ、だから自衛隊は「戦力」ではない

し、「交戦権」の行使もない、とされてきたことによって担保されてきたものといえる。

なお、憲法9条が実定憲法上客観的な制度面から平和的生存権を保障しているとする有力な学説があり（深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』225頁以下・岩波書店1987年（甲B5の4）、浦部法穂『憲法学教室・第3版』429頁・日本評論社2016年（甲B5の13）など）、上記のような憲法9条の平和保障制度としての意義が、これらの学説によっても裏付けられる。

（3）ところが新安保法制は、このようにして国民の人権と生活を戦争から守ってきた憲法9条に違反するものである。それは、政府の憲法解釈上の要諦であった集団的自衛権の行使の禁止及び海外派兵の禁止という2大原則を両方とも侵害し、そのことによって国民の人権を戦争の危険にさらすものである。そして、第2次世界大戦終了後も今日まで、絶えず戦争を繰り返してきたアメリカと、日本を一蓮托生の関係に陥らせる重大な危険をもたらしたのが新安保法制法である。

なお、憲法9条が制度的保障であって平和的生存権や人格権を直接保障する根拠規定ではないと解する場合でも、新安保法制法は、これらの人権を保障する客観的制度ないしシステム自体を破壊することによって、これらの人権を戦争ないし戦争の危険にさらしたのである。

したがって、新安保法制法の下で戦争の危険に対して原告ら国民が抱く不安は、客観的根拠を有するものであり、新安保法制法の制定によって、原告ら国民は、その置かれた各人の立場や経験に応じて、法的に保障されてきた権利や利益を、現実侵害されたのである。

2 新安保法制法は戦争への積極的参加立法であること

（1）訴状でも述べたとおり、新安保法制法は、日本が戦争に参加し、関与する

機会と危険を大きく拡大した。

集団的自衛権の行使（存立危機事態における防衛出動）は、日本が直接武力攻撃を受けた場合でなく、密接な関係にある他国（例えばアメリカ）が世界のどこかで武力攻撃を受けた場合でも、自衛隊が出動して武力を行使できるものとした。後方支援活動及び協力支援活動における自衛隊による物品・役務の提供も、活動地域が従来の「非戦闘地域」から「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所に拡大され、弾薬の提供など他国の軍隊の戦闘行為と密接な兵站活動にまで拡大される等により、これら自衛隊の活動が他国軍隊の武力の行使と一体化し、敵国からの攻撃の対象とされることは見やすい道理である。そしてその攻撃に自衛隊が反撃すれば戦闘となり、日本は戦争当事国となる。

この点について例えば、元防衛大学校校長で現在財団法人平和・安全保障研究所理事長という立場の西原正氏も、「問題は、有事における自衛隊の後方支援を、敵性国は『武力行使との一体化』とみなさないという保障はないということである。」「国際平和共同対処事態および重要影響事態などにおける事態は場合によっては自衛隊の役割が『後方支援』であったとしても、戦闘に巻き込まれるかもしれない。政府は巻き込まれることはないと主張するが、実際には分からない。」と述べている（西原正監修『わかる平和安全法制』74～75頁・朝雲新聞社2015年）。

新安保法制は、これまで自衛隊による武力の行使を、日本が外部からの武力攻撃を直接受けた場合に、これを日本の領域外に排除する場合に限定し、その活動の範囲も原則として日本の周辺の公海・公空までとしてきた専守防衛の原則を放棄し、日本が積極的に海外に出向いて武力の行使をする道を大きく開いたものである。

（２）しかも、政府の国会答弁によれば、存立危機事態における防衛出動の要件

に該当するかどうかは政府の「総合的判断」によるものとされ、重要影響事態に該当するかどうかについても同様とされる（２０１５年５月２６日・２８日衆議院平和安全法制特別委員会、甲Ａ１０・７頁、甲Ａ１２・２４頁）。

しかし、その「総合的判断」が適切になされる客観的保障は何もない。戦争は、政府の誤った判断によって開始されるというのが、歴史的事実である。

特に、特定秘密保護法が制定され、防衛、外交、特定有害活動（スパイ等）の防止及びテロリズムの防止に係る情報について、行政機関の長が「特定秘密」として指定し、メディアを含めて国民に知らせないことができるものとされた制度の下では、政府が都合のよい情報だけを開示し、都合の悪い情報は秘匿することが可能である。国民もメディアも、政府の行為や判断について、その是非を偏りのない客観的な情報に基づいて的確に判断することが保障されないのである。日本が武力を行使して戦争に参加するかどうか、それに繋がる活動を実施するかどうかなどは、国と国民の命運を左右する重大なことがらであるが、その判断の是非の検証に最も必要な客観的かつ正確な情報が与えられないのである。

こうして国民は、国会やメディアを含めて、政府の情報統制の下で、必要な批判と監視ができないまま、日本の国と国民の命運を、時の政府の判断に委ねてしまうことになる。

（３）新安保法制法と新ガイドラインとの関係については、前述のとおりである。新安保法制法は、新ガイドラインの実施法であり、米軍支援法であるという基本的性格をもつ。

アメリカは、第２次世界大戦後も、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争、そしてＩＳＩＬ（イスラム国）に対す

る戦争と、絶えず戦争を繰り返してきた国である。そして日本は、これらアメリカの戦争に、一度も反対したことがない。ただし、これまでは憲法 9 条とその政府解釈によって、日本は集団的自衛権の行使や海外への派兵はできないという大きな制約が課され、日本がアメリカの戦争に直接参加しない、巻き込まれないことの防波堤になってきた。

しかし新安保法制は、この防波堤を自ら掘り崩し、憲法 9 条の禁を破った。世界中どこでも、随時、アメリカの戦争に直接参加し（集団的自衛権の行使）、あるいは、アメリカ軍の戦闘行為のすぐ傍でも、弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の米軍機への給油・整備まで含めて行えることとした（後方支援活動・協力支援活動）。新ガイドラインは、必要なときに自衛隊がこれらの出動をすることを表明したアメリカとの盟約である。日本政府は、もはや憲法 9 条を盾に、海外の戦争に自衛隊を派遣しないとは言わないし言えない、という選択をしたのである。そして実際、現在の日本の政権が、新安保法制と新ガイドラインの下、今後、アメリカの要求を断ることの方が考えにくい。

仮に湾岸戦争やアフガニスタン戦争やイラク戦争のときに、新安保法制が存在していたとしたら、「ショー・ザ・フラッグ」「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」というアメリカの要求に、日本が対応しなかったと考えることは困難であろう。

そして、現在の I S I L に対する戦争についても、「政策判断として」、軍事的作戦を行う有志連合への後方支援を行うことは考えていない、しかし国際平和支援法に基づいて法律的にはあり得る、というのが政府の国会答弁である（2015 年 5 月 28 日・6 月 1 日衆議院平和安全法制特別委員会、甲 A 1 2・7 頁、甲 A 1 4・2 4 頁）。そして、「政策判断」はあくまでその時々政治的判断にほかならないから、政府によっていつ変更

されるか分らない。まさに前記「政府の総合的判断」に委ねられているのである。

I S I Lによる日本及び日本人に対するテロ攻撃の危険が現在も存在することは、2015年1月から2月の日本人2人の殺害事件、2016年7月1日のバングラデシュの首都ダッカにおけるレストラン襲撃事件などに徴して明らかであるが、日本がI S I Lに対する戦争の後方支援を始めたとき、そのテロの危険は著しく高まることが避けられない。

3 新安保法制法によって自衛隊は「戦力」すなわち軍隊になること

- (1) 新安保法制法の下では、自衛隊は、もはや憲法9条2項の「戦力」であることを否定し得ず、れっきとした「戦力」、すなわち軍隊になる。

これまで自衛隊は、日本の領域が外部から武力攻撃を受けた場合にこれを排除するという自国防衛に限定された実力であるからこそ「自衛隊」であり、「戦力」ではないとされてきた。また、そのような自衛のために限られた相手国兵力の殺傷・破壊等は「交戦権」（交戦国に対して国際法上認められる権利）とは別の観念だとされてきた。

しかし、自衛隊が、日本が直接武力攻撃を受けた場合でなくとも、国外に出向いて他国とともに戦う（武力を行使する、武力行使と一体化する）という新安保法制法の下では、もはや、自衛隊は憲法9条2項の「戦力」であることを否定できず、また、国外において武力を行使しながら「交戦権」を持たないというのは背理である。

例えば、国外における武力の行使について「自国からの攻撃の排除」という限定は成り立たず、地理的にも、量的・質的にも、その限界を画することは困難になり、歯止めのない戦闘行為に発展することは避けられない。また、そこでの相手国兵力の殺傷・破壊等は、まさに「交戦権」の行使そのものであるし、これを否定すればそこで捕虜になった自衛隊員に国際人

道法上の処遇を要求することができないというジレンマに陥る。

(2) このことについて例えば、元内閣法制局長官阪田雅裕氏の編著『政府の憲法解釈』（甲B1・60頁・有斐閣2013年）は、次のように指摘する。

「第9条が集団的自衛権の行使を禁じていないと解することは、同条の文理に照らしても問題がある。すなわち、仮に第9条を集団的自衛権の行使を禁じる規定ではないと解とした場合、同条第2項の戦力の不保持や交戦権の否認の意味を説明することが極めて難しくなるのである。『戦力』に関しては、もし集団的自衛権の行使のために必要な実力ないし実力組織が同項の禁止する『戦力』に当たらないとすれば、その質的・量的な限界を（個別的）自衛の場合のように論理的に画せるかどうか疑問がある（限界を画せないとすれば、法規範として無意味になる）し、『交戦権』を有しないままで現に生じている戦争その他の武力紛争にいずれかの陣営の一員として加わることも想定しがたい。」

同様に、元内閣法制局長官宮崎礼壹氏も次のように述べる（「憲法9条と集団的自衛権は両立できない」（「世界」2014年8月号・151頁））。

「もう一つは第9条2項の『戦力』保持禁止条項である。現在自衛隊が存在できているのは、前記のように、我が国民・国土を外国の武力攻撃から守るための最小限度の実力組織、という限度で辛くも合憲性が認められているものであって、『他国防衛のための軍事的実力』の保持は、即ち同項の禁止する『戦力』の保持に他ならない。このように、第9条のどこを見ても、現行憲法上、集団的自衛権行使を容認する余地はないのである。」

また、元内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）の地位にあった柳澤協二氏も、「平時からアメリカの船を防護するために武器を使ってよ

いという法制によって、自衛隊は他国軍隊並みの交戦規則（R O E）を持つことになります。それは、専守防衛を止めて、普通の軍隊になるということです。」と指摘する。（『新安保法制は日本をどこに導くか』69頁・かもがわ出版2015年）。

4 日本の戦争参加の現実的危険性

（1）被告は、答弁書（30頁）において、訴状（43～47頁）の「集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性」の記述、すなわち、日本が戦争当事国になることやテロ攻撃を受ける危険性を指摘した部分に対し、ここでも、「いずれも原告らの国賠法上保護された権利又は法的利益の存否を離れて、抽象的に法制度の内容や原告らの意見ないしは評価を述べるものであって、本件の争点との関連性がないから、認否の要を認めない」との態度をとる。

しかし、上記のとおり、新安保法制は、国民・市民に対する憲法9条の平和保障機能を破壊し、戦争及びテロの現実的危険を招来し、原告ら国民・市民をその不安にさらすものであることが明らかである。このように危険な新安保法制を制定した被告国の、このような応訴態度は、無責任極まりなく、極めて不当である。

（2）先にも引用した柳澤協二氏は、現在「自衛隊を活かす会」代表、「国際地政学研究所」理事長などの地位にあるが、元防衛審議官、運用局長、防衛庁長官官房長等を歴任した上、2002年に防衛研究所所長に就任し、2004年から2009年まで、小泉、第1次安倍、福田、麻生各政権下で内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）の地位にあり、日本の安全保障・防衛政策のまさに中枢を担った実務の専門家である。

その柳澤氏は、前掲『新安保法制は日本をどこに導くか』において、要旨次のように述べている。

①国際平和支援法は対テロ戦争の文脈で理解され、それは、緊急の課題として、I S I Lと戦う有志連合への後方支援をする必要があるからだと思われる、②P K Oでの治安維持や駆け付け警護は、日本自身が紛争の当事者になること、日本が戦闘行為そのものをやるようになるということである、③安保法制は、国際法を無視して戦争をする国アメリカの戦争に一度も反対したことのない日本が、実質上どんな場合でも、アメリカなどが武力を行使する場合に自衛隊がその支援をできるようにするものである、④これからは、平和外交努力抜きに、「存立危機事態だ」として集団的自衛権を行使することができるようになる、⑤平時からアメリカの船を防護するために武器を使ってよいという法制によって、自衛隊は他国軍隊並みの交戦規則（R O E）を持つことになる、それは、専守防衛を止めて普通の軍隊になることである、などと指摘している。

そして同書は特に、国際平和支援法とP K O協力法改正に関し、「国際秩序維持という名目の下に、現実には『対テロ戦争』ということで米軍やN A T O諸国などが軍事行動をしており、きわめてリアリティのある話です。そこで自衛隊の任務を拡大し、戦場近くで活動するようにするわけですから、『戦争で一人も殺していないし、殺されてもいない』という戦後70年間に確立した日本の平和ブランドを、簡単に葬り去るものになることは確実です。」（6頁）と述べる。

また柳澤氏は、「テロの脅威を考えた場合、自衛隊をテロとの戦いにかかると紛争地に派遣し、武装勢力と対決させることは、日本がテロ集団の敵であることを最も象徴的に示すことになり、日本人を標的としたテロを誘発する」とも指摘する。（「安保法制で日本は安全になるのか？」（長谷部・杉田編・前掲書161頁）

新安保法制の下で、日本が戦争当事者ないし準当事者になり、あるいはテロの対象になり、「殺し、殺される」事態が生ずることは、決して絵

空事などではない。私たちは、その現実から目を反らしてはならず、しっかりと受け止めなければならない。

- (3) 現に、新安保法制法の最初の適用となったPKOにおける駆け付け警護等の新任務の付与と積極的武器使用は、極めて危険な事態を招来しようとしている。

政府は、2016年11月15日、新安保法制法による改正後の国連平和維持活動協力法に基づき、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に同月20日から順次派遣する第11次派遣部隊に、同法3条5号ラに新設されたいわゆる駆け付け警護の任務を付与することを閣議決定した。これは、PKOに従事する者や支援する者（活動関係者）の「生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に応じて行う当該活動関係者の生命及び身体の保護」の業務であり、その業務を行うに際しては、活動関係者の防護のための武器使用をすることができる（同法26条2項）とされたものである。従来、自己又はその管理下に入った者の防護のために限定されていたいわゆる自己保存のための武器使用を超えて、活動関係者を救出するために武装勢力を排除、撃退する等のための積極的な武器使用を認めるものである。

また政府は、上記閣議決定と同時に、同法25条7項に新設されたいわゆる宿营地共同防護のための武器使用も行うことを確認した。これは、自衛隊が外国の軍隊と共同の宿营地に対する攻撃があった場合に、宿营地に所在する者の防護のための措置をとる外国軍隊の要員と共同して武器を使用できるとするもので、外国軍の部隊との共同作戦での武器使用をするものであり、これも従来は自己保存の範囲を超えるものとして認められていなかったものである。

南スーダンは2011年7月にスーダンから独立し、国連はUNMISS

Sを設立して独立支援、治安維持等を行ってきたが、日本は2012年1月から首都ジュバに自衛隊の部隊を派遣してきた。しかし、キール大統領派（ディンカ族）とマシヤル副大統領派（ヌエル族）との対立が激化し、2013年12月からジュバその他各地で衝突が発生するに至った。そして2015年8月に和平の合意が成立し、2016年4月に国民統一暫定政府が設立されるなどしたにもかかわらず、同年7月にはジュバで大規模な戦闘（日本政府は「戦闘」ではなく「衝突」と説明）が発生し、住民多数を含む数百人が死亡したとされ、その後も民間人まで犠牲となる紛争が繰り返されている。

そして11月1日付けの国連報告書は、7月の危機の間、政府軍も反政府軍も国連施設や避難民保護施設を無差別に銃撃し、非戦闘員を攻撃した、政府軍兵士はホテルや施設を攻撃し、非戦闘員に対して殺害、強迫、性暴力、略奪等を行ったと報告し、10月25日付けアムネスティ・インターナショナルの報告書も、同様の事態を報告している。

すなわち、ここでは政府軍が国連PKOミッションとも敵対する状態があり、和平合意は破綻して内戦状態といつてよい状態ではないかと思われる。そこでは、PKO5原則の「紛争当事者の停戦合意」も「紛争当事者の受入れ同意」の存在も極めて疑わしい。

しかし政府は、ジュバ付近の治安は比較的落ち着いているとし、PKO5原則は充たされているとして、自衛隊の部隊を撤退することなく第11次隊を派遣することとしたにとどまらず、逆に積極的武器使用を伴う駆け付け警護の新任務を付与し、また、宿営地共同防護のための武器使用も認めることを決定した。

ここに、新安保法制法の初めての現実的適用がなされるに至ったのであるが、このような政府の判断は、余りにも危険なものと言わなければなら

ない。上記のように不穏な状況にある南スーダンにおいて、実際に駆け付け警護が実施された場合、自衛隊員が現に敵対勢力を殺傷し、又は自ら殺傷される危険は、現実的なものになる。そのとき、戦後70年を経て初めて、自衛隊が戦闘行為に参加し、殺し、殺される事態が生ずる危険に直面することになる。戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方が、根本から変容を迫られることになりかねない。

(なお、国連平和維持活動協力法の改正によるPKO等の危険性及び違憲性については、請求原因の追加を含めて、別途準備書面で主張することとする。)

第5 最後に

以上のとおり、本件における侵害行為の重大性と被侵害権利の基本的関係について論じ、被告の答弁書における対応の不当性と誤りについて明らかにしてきたが、次の点に再度注意を喚起しておきたい。すなわち、安倍内閣及び政府は、立憲主義に明白に違反し、理論的にも破綻している安保法制法を何故にあれほどまでに強引極まる強行採決までして成立させたのかの動機 についてである。

それは国民多数が真に望んだことなのか、明確な立法事実があるのかである。あるのは、アメリカ政府の意思とこれに卑屈に従属しようとする日本政府の意思でしかない。本準備書面18頁から25頁までに詳述したようにアメリカ政府は、識者の間で従前からジャパンハンドラー（日本を操るという意味）称される元国務省高官である、アーミテージ、ナイ報告が毎年日本に対する要求を出すことを認めてきている。まず、2012年8月にアメリカとの同盟強化を迫る第3次の「日米同盟：アジアにおける安定の礎」が発出され、これに沿う集团的自衛権容認を含む内容の閣議決定が2014年7月1日になされ、次いで2015年4月27日その閣議決定を取り込んだ「新ガイドライン」がアメリカとの間で合意されている。そして、安倍首相は同年4月29日アメリカ上下院合同議会で、新安

保法制法を2015年の夏までに成立させると公言し、その後の同年5月15日10本にまとめた安保法制法案を国会に提出し、同年7月15日強行採決で安保法制法を成立させている。この時間経過をみるだけでも、国民の如何なる反対があってもアメリカ政府の意向を戦々恐々として実行していった過程であることが見て取れる。一体安倍内閣、政府はどここの国の内閣政府なのか思わざるを得ない。

そして、2018年大晦日の中日新聞社説のタイトルは「じわじわじわ」である。その内容は次のとおりである。

【「クリスマスまで1週間」という時期に「新たな防衛力整備の指針」、いわゆる「防衛大綱」が閣議決定されたのは。いろいろ重いニュースも多かった1年も最終盤になって、またまた嘆息を禁じ得なかったのは、その中身です。ヘリ搭載型護衛艦の事実上の空母化、敵基地攻撃能力とみなされかねない長距離巡航ミサイルの配備などが盛り込まれました。改修した護衛艦には最新鋭ステルス機の搭載が想定されています。（中略）長く守ってきた我が国の原則、「専守防衛」が骨抜きにされていく印象がいなめません。安倍政権は「専守防衛は逸脱しない。心配ない」と言いつつ、この国をまた少し、じわっと戦争に近づけたのではないかと感じました。そして、思い起こせば、第2次安倍政権になってから、この「じわっ」が続いています。きなくさい情報が隠されてしまう面がある特定秘密保護法で、じわっ。過去の政権が「保持しているが行使できない」としてきた「集団的自衛権」を、閣議決定で「行使容認」し、じわっ。同盟国の戦争に加わるようにした安保関連法で、じわっ。反戦運動など市民の自由な行動を縛りかねない「共謀罪」法で、じわっ。そして、空母化や長距離巡航ミサイルで、また。その都度「平和主義は堅持する。心配ない」と政権はいいながら、その実、原則を次々に変質させ、日本はじわじわじわと戦争へ近づいている。そんな気がしてなりません。】

まさに、いつか来た道であり、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こり

うる」可能性を、主権者である市民と司法が、ここで止めなければ取り返しのつかない結果となることは火を見るよりも明らかである。

以上